

長崎市監査公表第7号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年5月27日

長崎市監査委員 西本徳明
同 三谷利博
同 吉原孝
同 山本信幸

1 監査の種類

行政監査（令和5年2月15日付 長崎市監査公表第2号）

2 監査の期間

令和4年8月3日から令和5年1月27日まで

3 措置を講じた部局

区分	公の施設	部局名	所管課
指摘	長崎原爆資料館	原爆被爆対策部	平和推進課
	長崎市夜間急患センター	市民健康部	地域保健課
	長崎市立白菊寮	こども部	こども政策課
	長崎市市民生活プラザ	商工部	商工振興課
	出島メッセ長崎	文化観光部	観光交流推進室
	長崎市道の駅夕陽が丘そとめ	水産農林部	水産農林政策課
	長崎市外海ふるさと交流センター	北総合事務所	地域福祉課
	長崎市民会館	教育総務部	生涯学習課

区分	公の施設	部局名	所管課
意見	長崎原爆資料館	原爆被爆対策部	平和推進課
	—	総務部	行政体制整備室

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

所属名	指摘	措置
原爆被爆対策部平 和推進課 [長崎原爆資料館]	<p>(1) 利用料金に係る承認について 利用料金は、条例及び規則に規定する額を基準として、あらかじめ市長の承認を受けて定めなければならないと協定書第35条に規定しているが、附属設備利用料金の単位（回数、時間等）がないまま承認しており、また、その一部に承認漏れや記載誤りがあった。 適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>利用料金等に係る未承認事項について、適切な内容に修正した書類の再提出を受け、追認手続きを行った。 チェックリストを作成し指定管理者とも共有したうえで、今後は再発防止に努める。</p>
	<p>(2) 自主事業に係る承認について 自主事業について、あらかじめ市に実施計画書案を提出し、市の承認を得たうえで実施するものと協定書第14条に規定しているが、「ロッカーサービス」について、公募時の提案書に記載がある自主事業は、承認行為が必要ないと誤認し、承認を行わず実施させていた。 指定管理者に対し、市の承認を受けるよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>自主事業に係る未承認事項について、適切な内容に修正した書類の再提出を受け、追認手続きを行った。 チェックリストを作成し指定管理者とも共有したうえで、今後は再発防止に努める。</p>
	<p>(3) 公の施設ではない財産の管理について 公の施設ではない三菱兵器住吉トンネル工場（跡）（長崎市住吉町にある被爆遺構）について、「見学の許可に関する業務」を協定書第12条に規定し、指定管理業務として指定管理者に行わせていた。 指定管理者制度は、公の施設として設置された施設に対し適用される制度であることを認識し、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>指定管理者業務を再確認し、指定管理者との打ち合わせを経たうえで、令和5年2月10日付けで協定変更を交わした。 今後は指定管理者制度への認識を深め適正な事務処理に努める。</p>
	<p>(4) 運営実績による納付金の納付年度について 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和3年度の対応として、委託料を増額し、決算時に利用料金収入が指定管理者の提案額を超えた金額は全額を市へ納付するとの変更協定を締結している。 納付を求める金額は正確であるが、調定日が令和4年4月28日であるため、令和4年度の収入とすべきであるが、令和3年度の収入としていた。 適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>令和4年度原爆資料館の指定管理に係る利用料金による納付金、売店の売上に係る納付金並びに自主事業の売上に係る納付金については、令和5年3月31日に指定管理者から収支の報告を受けて調定を行った。</p>

所属名	指摘	措置
	<p>(5) 年間事業計画書に係る承認について 年間事業計画書は、市が指定する期日までに提出し、承認を得なければならないと協定書第 42 条に規定しているが、主に維持管理業務が記載された年間スケジュールを承認したのみで、年間事業計画書を提出させていないため、事業内容や収支予算が不明であった。また、提出された年間スケジュールも誤りが散見された。 指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>今回指摘を受けた令和 3 年度年間事業計画書について、公募時の 5 年間事業計画（指定管理業務・提案事項）を基に、適切な内容に修正した年間計画書の再提出を受け、追認手続きを行った（令和 4 年度分についても同様の処理済み）。 チェックリストを作成し指定管理者と共有したうえで、今後は、提出された事業計画書と公募時事業計画との整合性を確認し、ヒアリングや聞き取りを行うなど、内容の把握と精査を徹底する。</p>
	<p>(6) 事業報告書について 事業報告書により、管理業務の実施状況や利用状況、管理経費の収支状況等を把握する必要があるが、協定書に定める必要な報告事項の漏れや、誤った係数・表記での報告が散見された。 指定管理者に対し、適正な内容が記載された報告書を提出するよう指示するとともに、施設の管理運営状況を適切に把握されたい。</p>	<p>今回指摘を受けた令和 3 年度の事業計画書について、適切な内容に修正した文書の再提出を受けた。 今後は、提出された事業報告書の確認について、内容の把握に努め、年間事業計画書や月次報告書との照合を行い、確認と精査を徹底する。</p>
	<p>(7) 第三者への業務委託に係る承認について 第三者への業務委託について、協定書第 22 条に規定する市の承認を得ないまま、第三者へ委託していた業務があった。 指定管理者に対し、市の承認を得るよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>第三者への業務委託について、必要な手続きを指定管理者へ示し、未承認事項について再提出を受け、追認手続きを行った。 今後は年度当初に承認手続きを行う確認の際に、指定管理協定書の仕様との照合を徹底する。</p>
	<p>(8) 売店及び喫茶室運営について 売店及び喫茶室の運営については、収益が生じた場合の取り扱いをあらかじめ協議を行わなければならないと協定書第 13 条に規定しているが、「あらかじめ」の意味を会計年度毎の収支決算の結果、収益が出た場合のみ協議するものと誤認していたため、事前に協議を行っていなかった。 また、年度事業報告書については、利用料金の収入実績及び管理経費等の収支状況等を提出しなければならないと協定書第 43 条に規定しているが、売上金額の提出しか求めていなかった。 協定書の内容を理解のうえ、指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われた</p>	<p>売店及び喫茶室運営の収益が生じた場合の取扱いについて指定管理者と協議を行った。収支状況等については別途提出を受けていたが、年度事業報告時に添付されていなかったため、整理した。 また、事業報告に必要な書類について、協定書に基づき市と指定管理者で再確認を行った。 今後は必要書類の提出について徹底する。</p>

所属名	指摘	措置
	<p>い。</p> <p>(9) 指定管理業務の実施体制について 指定管理業務の実施にあたっては、あらかじめその実施体制及び各業務担当者を市に届け出なければならないと協定書第19条に規定しているが、常勤職員4名分しか提出させておらず、全体の実施体制が把握できなかった。 指定管理者に対し、必要な書類を提出させ、実施体制及び各業務担当者を確実に把握されたい。</p>	<p>指定管理業務の実施体制に係る必要な手続きを指定管理者へ示し、未提出の業務担当者名簿等について提出を受けた。 今後は、協定書に記載する規定を再確認し、指定管理者と共有する。</p>
	<p>(10) 事故報告について 事故等が生じたときは、遅滞なく市にその状況を報告するとともに、事故等のてん末を書面により市に報告しなければならないと協定書第44条に規定している。 しかしながら、令和3年11月分の報告書に「修学旅行の大型バスによる衝突事故が2件発生した」旨の記載があったが、平和推進課が報告内容を見落としていたため、同課には事故が発生したとの認識がなかった。 監査期間中に、同課が指定管理者に事故の有無を確認したところ、駐車場業務日誌に事故が発生したとの記載はあったものの、学校名や事故発生時の児童生徒の乗車の有無など詳細な記録は一切残っておらず、実際に事故が発生したのは11月ではなく10月であった。 指定管理者に対し、事故発生時のてん末を書面により市に報告するよう指示するとともに、衝突箇所の復元状況や事故の経緯など詳細を確認し、事故の状況を適切に把握されたい。</p>	<p>令和3年10月事故発生時のてん末を、書面により市に報告を受けた。 今後は、いかなる事故でも市への報告を徹底させる。 事故報告のあり方について、口頭で第一報のうえ、事故報告を書面で提出するよう徹底する。</p>
	<p>(11) エントランスロビー屋根ガラス遮光ネット設置工事について 施設の整備、改修は、長崎市の責任分担として協定書別紙5に規定しているが、指定管理者からの申し出を受け、エントランスロビー屋根ガラス遮光ネット設置工事を指定管理者の負担により行わせていた。 協定書の内容を理解のうえ、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>エントランスロビー屋根ガラス遮光ネット設置工事については、壁面にネットの紐をかけるためのビス止めを設置したものであり、加工承諾の手続きを行っていないため追認処理を行った。 また、協定書の仕様については、更新の際は区分をより明確化する。</p>
	<p>(12) モニタリングについて 毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより</p>	<p>協定書に定める必要な手続きを再確認し、再発防止に努めるこ</p>

所属名	指摘	措置
	<p>評価を行っているが、「事業報告書が提出されているか」について、協定書に定める必要な報告事項の漏れや、誤った係数・表記での報告が散見されたにもかかわらず、評価は「良好」となっている。「事業計画書どおり事業が実施されているか」について、主に維持管理業務が記載された年間スケジュールを承認したのみで、年間事業計画書を提出させていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。「外部委託先は適正か」について、必要な市の承認を行っていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。「緊急時の対応は適正か」について事故の詳細な記録が残されていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。「業務を実施するための適正な人員配置がなされているか」について、実施体制及び各業務担当者を市に届け出させていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。</p> <p>モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。</p>	<p>ととした。また、令和4年度のモニタリングについては、書類、聴取、現地確認を確実にを行い、適切に評価を行った。</p>
<p>市民健康部地域保健課 [長崎市夜間急患センター]</p>	<p>(1) 年間事業計画書に係る承認について 年間事業計画書は、市が指定する期日までに提出し、承認を得なければならないと協定書第34条に規定しているが計画書を提出させておらず、承認の手続きを行っていない。 指定管理者に対し、市の承認を受けるよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(2) 収支予算書について 翌年度分の収支予算書を毎年度9月末までに作成し、市が指定する日までに提出しなければならないと協定書別紙3に規定しているが、提出させていない。 指定管理者に対し、提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(3) 指定管理者が行う修繕の実施について 指定管理者が行う施設の修繕は、1件当たりの金額が10万円未満のものと協定書別紙3に規定しているが、1件当たり10万円を超える137,500円の修繕を行っている。 また、指定管理者が行う施設の修繕は、委託料に含めて支払</p>	<p>年間事業計画書について、令和5年3月15日付で指定管理者から提出され、令和5年3月16日付でこれを承認した。 また、チェックリストを用いて提出が必要な書類と提出時期を再度共有するとともに、次年度以降は適正な事務処理を行うよう、口頭で指導した。</p> <p>収支予算書について、令和5年3月15日付で指定管理者から提出された。 また、次年度以降は適正な事務処理を行うよう、口頭で指導した。</p> <p>指定管理者と協議を行い、指摘事項を共有するとともに、適正な事務を行うよう、協定書の内容を再度確認した。 今後は、修繕料の執行状況について、指定管理者から都度報告をもらうこととし、地域保健課においても執行額の管理を行うこ</p>

所属名	指摘	措置
	<p>う修繕料の範囲内で行うと協定書別紙4に規定しているが、その範囲を超える修繕を指定管理者が行い、その費用22,410円を負担している。</p> <p>指定管理者に対し、修繕料の額を遵守するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>ととした。</p>
	<p>(4) 第三者への業務委託に係る承認について</p> <p>第三者への業務委託について、協定書第18条に規定する市の承認を得ていないもの及び市内の有資格者以外に委託する場合に必要な理由書を提出しないまま、第三者へ委託していた業務があった。</p> <p>また、業務名の記載しかなく、請負業者がわからないことから、長崎市内に本社を有する本市の有資格者であるかどうか、理由書が必要かどうかの判断ができないものがあった。</p> <p>指定管理者に対し、必要な書類を提出するよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>承認を得ていない業務について、令和5年3月15日付で指定管理者から承認願及び理由書が提出され、令和5年3月17日付でこれを追認した。</p> <p>また、次年度以降は適正な事務処理を行うよう、口頭で指導した。</p>
	<p>(5) モニタリングについて</p> <p>毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「事業計画書どおり事業が実施されているか」について、年間事業計画書が提出されていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。</p> <p>「外部委託先は適正か」について、提出された第三者委託承認願は業務名の記載しかなく、承認の判断ができないものや市の承認を得ていない業務等があるにもかかわらず、評価は「良好」となっている。</p> <p>モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。</p>	<p>指摘を踏まえ、令和4年度のモニタリングにおいて、適正な評価を行った。</p> <p>今後も、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行っていく。</p>
<p>こども部こども政策課 [長崎市立白菊寮]</p>	<p>(1) 年間事業計画書に係る承認について</p> <p>年間事業計画書は、市が指定する期日までに提出し、承認を得なければならないと協定書第33条に規定されており、指定管理者から承認申請を受理しているものの、承認手続きを行っていない。</p> <p>適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>令和5年度の年間事業計画書については、指定期日までに指定管理者から承認申請を受け、適切に承認手続きを行った。</p>
<p>商工部商工振興課</p>	<p>(1) 開館時間及び休館日に係る承認について</p>	

所属名	指摘	措置
[長崎市市民生活プラザ]	<p>開館時間及び休館日について、市の承認を得て指定管理者が定めると長崎市市民生活プラザ条例第5条に規定されており、指定管理者から承認申請を受理しているものの、承認手続きを行っていない。 適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>承認内容を精査のうえ、承認手続きの追認を行った。 今後チェックシートを作成し、再発防止に努めることとした。</p>
	<p>(2) 利用料金の決定、減免及び返還の基準に係る承認について 利用料金の決定、減免及び返還の基準について、市の承認を得なければならないと協定書第34条から第36条までに規定されており、指定管理者から承認申請を受理しているものの、承認手続きを行っていない。 適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>承認内容を精査のうえ、承認手続きの追認を行った。 今後チェックシートを作成し、再発防止に努めることとした。</p>
	<p>(3) 審査基準等に係る承認について 利用の許可に関する審査基準等について、市の承認を得なければならないと協定書第29条に規定されており、指定管理者から承認申請を受理しているものの、承認手続きを行っていない。 適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>承認内容を精査のうえ、承認手続きの追認を行った。 今後チェックシートを作成し、再発防止に努めることとした。</p>
文化観光部観光交流推進室 [出島メッセ長崎]	<p>(1) 月次報告書について 月次報告書により、管理業務の実施状況等を把握する必要があるが、協定書第44条に規定する報告事項に一部漏れがあった。 指定管理者に対し、適正な内容が記載された報告書を提出するよう指示するとともに、施設の管理運営状況を適切に把握されたい。</p>	<p>報告に漏れていた施設の支出状況について、報告書に記載するよう指定管理者に指示し、令和4年12月分の月次報告から施設の運営実績に関する資料（収支表）が追加提出されている。</p>
	<p>(2) 協力会社の業務実施場所の使用について 事業契約書第70条及び協定書第17条において、業務の実施に伴い必要となる場所について、指定管理者は市の事前の書面による承諾を得て、各協力会社等に使用させることができると規定されているが、事前の承諾に関する手続きがなされていない。 指定管理者に対し、承諾手続きを行うよう指示されたい。</p>	<p>令和5年1月11日付で、指定管理者から承諾依頼が提出され、令和5年1月24日付で承諾を行った。 指定管理者に対し、指導するとともに、今後は、契約書及び協定書に基づき、適正に事務手続きを行っていく。</p>
	<p>(3) モニタリングについて 指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を</p>	<p>協定書に定める必要な手続きを再確認し、再発防止に努めるこ</p>

所属名	指摘	措置
	<p>行っているが、「必要な報告（日報、月報、年報）がなされているか」について、報告事項に一部漏れがあったにもかかわらず、評価は「適正に行われている」となっている。</p> <p>モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。</p>	<p>ととした。また、令和4年度のモニタリングについては、書類、聴取、現地確認を確実にを行い、適切に評価を行った。</p>
<p>水産農林部水産農 林政策課 [長崎市道の駅夕 陽が丘そとめ]</p>	<p>(1) 年間事業計画書に係る承認について 年間事業計画書は、市が指定する期日までに提出し、承認を得なければならないと協定書第37条に規定されており、指定管理者から計画書の提出はなされているものの、承認手続きを行っていない。</p> <p>適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>指定管理者から提出された事業計画書及び収支予算書の承認手続きを行った。</p> <p>今後の対応として、「年間事務スケジュール」及び「指定管理者から徴収する書類一覧表」に当該手続きを追記することで、次年度以降の再発防止を図った。</p>
<p>北総合事務所地域 福祉課 [長崎市外海ふる さと交流センター 一]</p>	<p>(1) 利用料金の減免及び返還の基準に係る承認について 利用料金の減免及び返還の基準について、協定書第35条及び第37条に規定する承認手続きを行っていない。</p> <p>指定管理者に対し、市の承認を受けて基準を定めるよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>承認申請書を提出させ承認手続きを行った。</p> <p>今後は、協定書をよく確認し処理漏れがないよう、再発防止に努める。</p>
	<p>(2) 審査基準等に係る承認について 利用の許可に関する審査基準等について、協定書第29条に規定する承認手続きを行っていない。</p> <p>指定管理者に対し、市の承認を受けて基準を定めるよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>承認申請書を提出させ承認手続きを行った。</p> <p>今後は、協定書をよく確認し処理漏れがないよう、再発防止に努める。</p>
	<p>(3) 第三者への業務委託に係る承認について 第三者への業務委託について、協定書第21条に規定する市の承認を得ないまま、第三者へ委託していた業務があった。</p> <p>また、承認申請があった業者では、一部履行できない業務があるにもかかわらずビル管理委託業務として一括して委託することを承認していた。</p> <p>指定管理者に対し、業務内容に応じた業者の選定を行い、市の承認を得るよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>指定管理者に対し、第三者委託する際は承認申請を提出すること及び業務内容に応じた業者選定を行うことについて指導した。</p> <p>今後は、承認の際は、実施可能な業者かを確認し、再発防止を徹底する。</p>
	<p>(5) モニタリングについて 毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「事業計画書どおり事業が実施されてい</p>	<p>協定書に定める手続きを再確認するとともに、令和4年度のモニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を行い、適切に</p>

所属名	指摘	措置
	<p>るか。」について、レストラン業務が実施されていないにもかかわらず、評価は「普通」となっている。「利用料金の管理は適正か」について、利用料金の減免及び返還の基準を承認していないにもかかわらず、評価は「適正に行われている」となっている。「外部委託先は適正か」について、履行できない業者への第三者委託を承認し、必要な市の承認を行っていないにもかかわらず、評価は「良好」となっている。</p> <p>モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。</p>	<p>評価を行った。</p>
<p>教育総務部生涯学習課 [長崎市民会館]</p>	<p>(1) 第三者への業務委託に係る承認について 第三者への業務委託について、協定書第 21 条に規定する市の承認を得ないまま、第三者へ委託していた業務があった。 また、承認申請があった業者では、一部履行できない業務があるにもかかわらず承認していた。 指定管理者に対し、業務内容に応じた業者の選定を行い、市の承認を得るよう指示するとともに、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>令和 4 年度承認の際に、業務内容に応じた業者であることを確認した。また、必ず市の承認を受けたあとに業務を委託することを指定管理者へ指示した。</p>
	<p>(2) モニタリングについて 毎年度、指定管理者制度モニタリングチェックリストにより評価を行っているが、「外部委託先は適正か」について、履行できない業者への第三者委託を承認し、必要な市の承認を行っていないにもかかわらず、「良好」となっている。 モニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を確実にを行い、適切に評価を行われたい。</p>	<p>協定書に定める手続きについて、再確認を行った。 また、令和 4 年度のモニタリングについては、書類、聴取、現地確認等を行い、適切に評価を行った。</p>

所属名	意見	措置
<p>原爆被爆対策部平和推進課 [長崎原爆資料館]</p>	<p>平和推進課に対しては、令和元年度に実施した財政援助団体等監査において、長崎市永井隆記念館における第三者への業務委託に係る承認の不備や不適正な公文書作成等について指摘したところである。</p> <p>それに対する市長が講じた措置として、「同記念館に限らず所管する他の指定管理施設についても、同様の誤りが発生しないよう再度協定書の内容確認を行うとともに、モニタリングについては、他施設も参考にしながら確実な評価を行った。」との通知がなされたところである。</p> <p>しかしながら、今回の監査においても、改善を要する事項が多岐にわたり、指定管理者から提出された書類の確認作業の杜撰さはもとより、大型バスの衝突事故を把握しておらず、また、市の責任において行うべき施設の改修を指定管理者の負担により行わせるという事態が発生している。このまま指定管理者の監視・監督を怠ると大きなリスクを見逃し、重大な事態を招きかねない。</p> <p>これらは、指定管理に係る協定書やモニタリングに対する理解が極めて不十分で、「原爆資料館の管理運営は、指定管理者に任せている。」という認識によるものと推察され、管理権限の委任は行っているにしても、最終責任は、設置者である長崎市にあることの理解が欠落していることによるものと思われる。</p> <p>また、本監査は、地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査であり、例年、実施している同条第 7 項に基づく財政援助団体等監査ではないため、直接、指定管理者を監査の対象とはしていないが、平和推進課から提出された書類を審査した限りにおいては、公の施設が適切に管理されているのか疑念が残るところである。</p> <p>今回、監査した結果、令和元年度の監査結果が未だに生かされておらず、監査委員に通知があった前述の措置は、実行性を伴っていないことが明らかになったところであり、誠に遺憾である。</p> <p>平和推進課は、監査結果を真摯に受け止め、このような事態を今後繰り返さないという決意のもと、指定管理者制度に関する根本的な理解を深めるとともに、モニタリング機能の重要性につい</p>	<p>指摘内容を踏まえ、指定管理者構成団体代表者との協議のうえ、事務所施設長と今後の改善等について協議を行った。指定管理者においては事務所職員全員にも情報共有及び今後の改善事項について周知した。</p> <p>また、平和推進課全職員で課内会議を 2 回実施し、指定管理担当者以外も問題点と今後の改善等について協議を行い、認識を深めた。</p> <p>R4 年度のモニタリングについては、指定管理者制度の基本となる関係例規及び協定書について、指定管理者とともに再確認を行い、趣旨や必要な手続き、書類及びその記載項目など、双方で理解を深めるとともに、提出された書類の確認においては細かな聞き取りを行うなど、内容の把握に努め、適切な評価を行った。</p> <p>チェックリストを作成し指定管理者とも共有したうえで、今後は再発防止に努める。</p>

所属名	意見	措置
	<p>て再認識されたい。</p> <p>また、今回の監査結果を契機に、指定管理者を交え協定書等に定める事項を再確認するとともに、問題が生じた根本要因の分析とそれに基づく抜本的な改善に向けた取組を強く求めるものである。</p>	
<p>総務部行政体制整備室</p>	<p>1 指定管理者制度の運用について</p> <p>長崎市においては、モニタリングの実施方法等を定めた指定管理者制度に関する指針や協定書（記載例）等のマニュアルを整備するとともに、公の施設を所管する全ての所属に対し、基礎編（制度の目的や趣旨の理解）や過去の監査委員の指摘事例を掲載している運営編（制度に関する知識や具体的な実務の習得）等の充実した研修を実施しているところである。</p> <p>指定管理業務については、毎年度、公募・非公募それぞれ1施設を抽出し監査を実施してきたところであるが、依然として適切なモニタリングが行われていないことから、今回、原則として各部局1施設を抽出し監査を実施したところである。</p> <p>しかしながら、今回の監査結果においても依然として協定書やモニタリングに対する各所属の理解が不足しており、モニタリング機能が実質的に機能していないとの印象を受ける所属もあった。</p> <p>長崎市における指定管理者制度の導入から相当期間が経過し、それぞれの施設での指定管理開始や複数回の更新を経る中で、所管所属において制度に対する理解度や施設に関する情報量が低下するとともに、職員自らが責任を持つべき公の施設の管理運営について、意識の希薄化も見られるところであり、今後、公の施設の管理運営が適切に行われるのか憂慮するものである。</p> <p>指定管理者制度は、施設の管理権限を委任しているものであり、その責任は最終的に設置者である長崎市にあり、指定管理者の監視・監督を怠ると大きなリスクを見逃すことになりかねない。</p> <p>特に、モニタリングについては、指定管理者が公の施設の設置目的を理解し、適正な管理運営・良好なサービスの提供を行</p>	<p>指定管理者制度導入施設の管理については、これまで研修の実施など対応してきたところであり、R5.3月にも監査指摘事項の事例を踏まえた研修を実施したところである。</p> <p>しかしながら、未だ適切な対応となっていない部分があることから、今後は協定書（記載例）について、適正な施設管理が図れるように適宜、見直しを行っていくとともに、より具体的なモニタリングの事例を踏まえた内容やモニタリング機能の重要性を再認識してもらうための研修を実施していく。</p>

所属名	意見	措置
	<p>っているかを監視・監督し、次年度以降の業務内容等に反映させるものであることから、公の施設の設置者としての責任をしっかりと認識して制度の運用に取り組む必要がある。</p> <p>公の施設を所管する所属の全職員に対し、本制度に対する根本的な理解を深めるとともにモニタリング機能の重要性について、再度、認識させるため、良好なモニタリングの事例を参考とした実践的な項目を加えるなど、さらに充実した研修を実施するとともに、より具体的な解説を付記した協定書（記載例）やモニタリング手法の具体的な事例の作成など指定管理者制度に関するマニュアルの見直しを行うことで、本制度が適正かつ有効に機能するよう今後とも取り組まれない。</p>	